

独立行政法人自動車事故対策機構
平成21年度業務実績評価調書

平成22年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成21年度業務実績評価調書：独立行政法人自動車事故対策機構

業 務 運 営 評 価（個別項目ごとの認定）

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
（1）組織運営の効率化 業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。	（1）組織運営の効率化 顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、管理職の一般職への振替を始めとする管理体制のスリム化及び支所業務の合理化により、業務実態に対応した職員配置を順次実施します。	A	管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、21年度にさらに1人を削減し、18年度末比で14.9%（△29人）の削減を行っており、着実な取り組みと認められる。	
（2）人材活用 業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。	（2）人材の活用 ① 機構が、事故防止、被害者援護の分野で中核的な機能を果たすための組織を構築するため、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。	S	事故防止の分野において、産業カウンセラーの資格取得者14名を新たに加え、全国的に適性診断業務に従事する職員について、122人の有資格者を配置するなど、資格を取得した職員の積極的な活用を図った。 また、19年度はトラック運送事業にかかる専門的知見を有する者等安全指導業務の分野の経験者1名、20年度は被害者援護業務の分野において、専門的知見を有する者（実務経験を有する社会福祉士）1名、21年度	ドライブレコーダーの分析ができる実務経験者も採用したら良いのではないかな。

② 事故防止業務や被害者援護業務の質の向上を図るため、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

はシステム開発に関する民間の実務経験者1名、企業コンサルに関する民間実務経験者1名、交通機械工学を専攻した新規採用者1名の計3名を採用した。このように事業環境の変化に対応した経験者採用を着実に実施しており、人材の有効活用に努めている。

19年度より機構全職員を対象に勤務評価を実施し、評価結果を勤勉手当・定期昇給に反映させており、21年度も引き続き勤務評価制度を着実に運用しており、順調である。また、職員の資質向上・育成のための研修については、特に事故防止の分野において最近の業務ニーズに対応するための専門知識や技術の取得等の研修を積極的に実施している。指導講習業務における講師の育成強化、適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化、被害者援護業務の質的向上等を目的とした各種研修も実施している。特に21年度より新たに介護料受給者宅等への訪問支援サービスを行う職員に対する研修等を取り入れるなどの努力が認められる。

内部統制に関しては、役職員倫理規程の整備（15年10月）、監事と連携した内部監査体制の強化（20年4月）を図っているが、全ての職員がコンプライアンスの意識を持続させるような内部統制の体制づくりも重要である。21年度はコンプライアンス委員会を設置し、基本計画を策定するとともに、コンプライアンス実践マニ

			ュアルを作成し、職員へ配布・周知するなど、職員のコンプライアンスに対する意識の高揚を図った。 以上のとおり、新たな取り組みも実施しており、優れた実施状況にあると認められる。	
(3) 業務の運営の効率化 ① 指導講習業務・適性診断業務 ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。	(3) 業務の運営の効率化 ① 指導講習業務・適性診断業務 ア 引き続き、効果的に適性診断業務を推進するため、インターネットを活用した新適性診断システムを4主管支所及び11支所(15支所)へ順次導入します。 また、受講者管理業務の効率化のために講習受講総合システムの改善を行います。	A	19年度に開発した新適性診断システムについて、15支所における導入は順調である。新適性診断システムの導入により診断に要する時間の短縮等が図られたが、平成22年度も導入を進めるとともに、導入効果を引き続き分析し、業務運営の効率化に向けた努力を期待する。 また、運行管理者等指導講習業務の効率化等を図るため、運行管理者指導講習総合システムにおいて支所に設置した複数端末から同時に受講者情報の入力が可能となる等業務の効率化を図った。 これらの取り組みは、着実な実施状況にあると認められる。	

イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに組みを行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。 指導講習 <table><tr><td>基礎講習</td><td>運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比4%)以上増加させます。</td></tr><tr><td>一般講習</td><td>地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。</td></tr></table>	基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比4%)以上増加させます。	一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。	イ トップセールス等により事故防止に関する機構の取り組み等のPRを促進するとともに地方運輸局等との連携を強化し、受講者・受診者の拡大を図ります。また、インターネットを活用した新診断システムの利便性を積極的にPRし、同システムの利用促進、受診者の拡大を図ります。 以上の措置を講じることにより、自己収入比率(注1)(平成21年度)について、48%以上に引き上げます。 (注1)自己収入比率＝自己収入(手数料収入等)/総収入(＝総経費)	S	指導講習受講者は対前年度比2%減少したものの、適性診断受診者は対前年度比6%増加している。 指導講習については、運行管理者補助者制度が定着したことから、受講者数は前年度比で減少したが、適性診断については、機構の支所長等によるトップセールスによる受診促進等の取り組みにより受診者数は前年度に比べ増加した。 また、地方運輸局等と受講漏れ、受診漏れ対策に関して情報交換等を行うなど連携の強化に努めていることも認められる。 受講者数・受診者数の伸び等によって、収入の増加が図られたこと等により、自己収入比率は57.7%(指導講習61.5%、適性診断55.8%)となり、前年度(平成20年度)と比較して3.1%向上しており、中期計画及び整理合理化計画において定めた目標値「50%以上」を上回る水準となったことから、機構の努力を認めることができる。 自己収入比率の向上に結び付いた取り組みにより、優れた実施状況にあると認められる。	
基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比4%)以上増加させます。							
一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。							

特別講習	地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。				
適性診断					
一般診断 特別診断	貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的にPRを行い、受診者数を中期目標期間の最終年度までに11,300人（前期中期目標期間の実績（3年間）の平均比5%）以上増加させます。				

初任診断 適齢診断	地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。				
特定診断	地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受診漏れをなくすようにします。				
また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。 以上の措置を講ずること等により、自己収入比率（注1）について、中期目標期間の最終年度までに50%以上に引き上げます。 （注1） 自己収入比率＝自己収入（手数料収入等）/総収入（＝総経費）					

② 療護施設の設置・運営 ア 医療水準・コスト水準等に関し タスクフォース（注２）により外部 評価を行い、その結果をホームペー ジ等で公表します。 （注２）外部有識者からなる事業改 善等を目的とする評価のための機 関	② 療護施設の設置・運営 ア 医療水準・コスト水準等に関し タスクフォース（注２）により外部 評価を行い、その結果 をホームページ等で公表しま す。 （注２）外部有識者からなる事業改 善等を目的とする評価のための機関	A	タスクフォースによる外部評価を 受け、その結果をホームページ等で公 表しており、着実な実施状況にあると 認められる。	
イ 療護施設が保有する高度先進 医療機器の利用促進を図るため、地 域医療機関との連携を図り、中期目 標期間の年度毎に１１，０００件以 上の外部検査を受託します。	イ 引き続き、療護施設が保有 する高度先進医療機器の利用促 進を図るため、地域医療機関との 連携を図り、年間１１，００ ０件以上の外部検査を受託しま す。	A	４療護センターにおいて、対前年度 （平成２０年度）比１５．２％減の１ ０，６６４件のＭＲＩ、ＰＥＴ等高度 先進医療機器を活用した外部検査を 受託した。 受託件数が伸び悩んだ主な要因と しては、例年多くの外部検査を受託し ている２療護センターの検査機器が 更新により使用できなかったことが 受託件数の減少につながった。受託件 数減の一方で外部検査の受託による 収入は、対前年度（平成２０年度）比 ２．６％増となった。 また、これら高度先進医療機器の有 効活用を引き続き徹底するため、機構 本部において、各療護センターごとに 医療機器の活用状況を報告させると ともに、有効活用の推進を各療護セン ターに要請する等の取り組みを行っ ている。 なお、以上の取り組みは平成２０年 １月の政策評価・独立行政法人評価委 員会の指摘にも対応した内容になっ ており、着実な実施状況にあると認め られる。	

③ 交通遺児等への生活資金の貸付	③ 交通遺児等への生活資金の貸付			
イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率 90%以上を確保します。	ア 債権回収等に関して効率的な業務運営に努め、債権管理規程等に基づく、効果的な債権回収を行うことにより、回収率 90%以上を確保します。	A	債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率 90.9%を確保した。 なお、効果的な債権回収の取組みとして、債権管理規程に基づき、債権の適正な管理を図る目的から、状況に応じて債権を分類し、管理している。また、債権回収担当職員に対して債権回収マニュアルに基づく折衝方法等の実務研修を実施するとともに、債務者の生活状況を把握するため積極的に訪問折衝等を行うなどの債権回収の体制強化の取組みを行っている。 これらの取組みにより着実な実施状況にあると認められる。	

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。	イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。	A	債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表している。 なお、貸倒懸念債権、破産更生債権等の状況については、平成21年度末現在、貸倒懸念債権、破産更生債権等が54.4億円、債権残額に占める割合が44.2%（平成20年度末に対して3.0ポイント増）となっている。その要因分析のため、21年度において一般債権から貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類替えとなった債権193件について、滞納の理由を確認したところ、「パート・アルバイト」、「無職・失業」など安定した収入が得られないため返還金を滞納しているものが58件であり、増加要因として景気の低迷により返済が滞っていることが明らかとなった。 また、貸倒懸念債権等の解消に向けて、滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別債権の状況に応じた債権管理を行うべく「債権回収マニュアル」の一層の徹底を図ることにより回収実績の向上を図ることとしている。 これらの取り組みは平成20年1月の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘にも対応した内容になっており、着実な実施状況にあると認められる。	
--	--	----------	--	--

④ 業務全般 ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減します。	④ 業務全般 ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成20年度予算の5%程度に相当する額を削減します。	S	業務運営の効率化を推進するとともに、20年度に引き続き、徹底した経費の見直しを行った。平成21年度は、特にネットワーク端末導入支所における余剰スペースの返還等による事務所賃借料の削減等により経費削減に積極的に取り組んだ結果、対前年度予算（平成20年度）比で7.5%に相当する経費を削減しており、平成21年度の実績は、優れた実施状況にあると認められる。	
イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減します。	イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成20年度予算の4%程度に相当する額を削減します。	S	業務経費は、主として療護センターの運営、指導講習・適性診断、自動車アセスメント情報提供、交通遺児等への貸付、介護料支給などの各業務に係る経費であるが、これらの経費削減を図るため業務運営の効率化を推進するとともに、年度計画における削減計画（4%）を大幅に上回る経費削減実績（対前年度予算比で14.3%）を達成しており、療護センターの運営に係る経費の節減（入院率に応じて削減した看護師等の人件費、医業収入の増加に伴う委託費の節減）など、平成20年度に引き続き、業務全般にわたる既定経費の徹底した見直し等機構の積極的な取り組みや役職員のコスト意識の徹底をさらに図ったことが相乗されて達成できたものと認められることから、優れた実施状況にあると認められる。	

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）」等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。	ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）」等を踏まえるとともに、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受けて策定した随意契約の見直し計画（平成19年12月24日）に基づき、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。	A	少額随意契約の限度額引下げ（19年1月）の基準適用、19年12月策定の随意契約見直し計画の実行等により一般競争入札を推進するとともに、企画競争の拡充を図った。この結果、平成21年度の契約状況は、次のとおりであり、対平成18年度比で一般競争入札の件数が35件から78件と大幅に増加する一方で、随意契約の件数が143件から86件に減少している。 ・一般競争入札（78件、総額9.9億円） ・指名競争入札（実施していない） ・企画競争、公募（33件、総額6.1億円） ・随意契約（86件、総額29.5億円） また、「平成19・20年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」及び「平成20年度に締結した競争性のない随意契約に係る契約情報」をホームページに掲載するとともに一般競争入札落札結果など、契約に係る情報公開の充実を図った。 個々の契約の適切性を含めた内部統制に係るチェックについては、監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を実施しており、以下のとおりである。	
---	--	----------	---	--

			・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に従い平成 21 年 12 月 15 日に設置された「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」に於いて、平成 20 年度・21 年度の契約につきその透明性・公平性について再度厳格に見直した。 ・会計監査人（監査法人）により、財務諸表監査の範囲で内部統制の状況等をチェックを受けた結果として特段の指摘はなされていない。 さらに、契約予定金額が 1 千万円を超える事案については、契約執行決裁を監事に回覧することにより、事前に監事がチェックしており、契約の適正性を確保するための措置が講じられている。 ・ 1 者応札・1 者応募に係る対策の一環として、仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載し、また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を 1 社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社とすることとした。 上記のとおり契約の競争性及び透明性の確保、契約締結の適正性の確保に関しては着実な進展が認められ、着実な実施状況にあると認められる。契約の競争性及び透明性の確保に関する更なる努力を期待する。	
--	--	--	---	--

2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措 置	2. 国民に対して提供するサー ビスその他の業務の質の向上に 関する目標を達成するためにと るべき措置			
(1) 指導講習業務・適性診断業務 ① 受講者・受診者・事業者のニ ーズを踏まえ、指導講習の教材等の充 実を行うなど効果的な講習を実施 及び診断機器の改良・導入等によ り、事業者の安全対策の充実・改善 を図ります。	(1) 指導講習業務・適性診断 業務 ① 講習内容及び診断内容の充 実・改善 ア 運行管理者等指導講習の受 講需要に適切に対応した講習の 開催回数の設定及び自動車運送 事業者を取り巻く経営環境に応 じて適切に講習用テキストの改 訂を行います。 イ 受講重要に適切に対応した 受診機会を提供するため、イン ターネットを活用した新適性診 断システムの利用促進を図りま す。 ウ 受講需要に適切に対応した 適性診断活用講座を開催すると ともに、新たにステップアップ 化した同講座を実施します。	S	21 年度は運行管理者補助者制度 の定着から基礎講習の減少を予測し、 適正な規模となるよう前年度(平成2 0年度)より26回減回し、全支所で 982回実施している。 講習用テキストについては、飲酒運 転防止の観点からドライバーに対す るアルコール教育に関する内容の充 実を図った。 ネットワーク端末機による診断の 促進及び貸出機器の利用促進を図っ たことにより、支所以外における適性 診断受診者は、83,728人(対前 年度比36.8%増)となり、一般診 断受診者の30.5%を占めている。 トップセールス等により特に新診断 システムの導入促進に努めたことも 寄与したものと認められる(新診断シ ステム受診者数は平成20年度7,4 74人に対し、平成21年度は36, 277人と4.85倍の増加)。 適性診断活用講座のステップアッ プ化した講座については、前年度の試 行実施を経て、全ての支所において2 03回(受講者2,190人)実施し、 運転者を個別に指導する手法のスキ ルアップを目指した内容を取り入れ るなどの工夫が見られる。 これらの取組みにより、優れた実施 状況にあると認められる。	

② 行政の施策による安全マネジメントの支援を図るとともに、運送事業者に対し、事故防止に関する機構のノウハウを提供することにより、事故防止に貢献します。	② 指導講習、適性診断等を行う職員の資質の向上を図るための研修を行います。 また、自動車運送事業者の安全マネジメント体制の構築を支援するため、安全マネジメントに関するコンサルティング及び講習等を実施するとともに、ドライブレコーダー等の運行管理を支援する機器等に関する講習を開催します。	S	職員の資質の向上を図るため、新たに安全マネジメント業務やコンサルティング業務を担当する職員等に対する研修をカリキュラムを追加した上で実施した。今後とも、これらの研修を通じて職員の資質を向上させるよう努力を期待する。 自動車運送事業に係る安全マネジメント体制の構築を図るため、事故防止に関するコンサルティングを前年度より大幅に実績を上げ、全国で８８件実施した（対前年度（平成 20 年度）比 53 件増）。 また、安全マネジメント講習会についても、全国５０支所において計９５回開催した。 さらに、デジタル式タコグラフ・ドライブレコーダー、ＳＡＳ（睡眠時無呼吸症候群）関連機器、アルコール検知器等の普及状況を踏まえて安全マネジメント支援ツール講習会を実施し、全国５０支所で５９回開催するとともに、事業所における安全管理体制、運用体制等が適切かつ有効に運用されているか経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的として内部監査講習会を６７回開催した（対前年度（平成 20 年度）比 31 回増）。 運輸安全マネジメントの浸透・定着状況の確認及び助言等を行う運輸安全マネジメント評価事業を平成 21 年 10 月から新たに開始した。このように運輸安全マネジメントに関する取り組みが前年度に増して充実し、運	
--	--	----------	--	--

			送事業者の安全マネジメント等の支援が着実に図られていることから、優れた実施状況にあると認められる。	
③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。	③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成21年度）について、4.0以上とします。	A	安全対策への支援効果に関する指導講習受講者の評価度については、前年度（平成20年度）と同様に平均4.41の評価を得た。 また、適性診断受診者の評価度については、前年度より平均で0.03ポイント向上し、平均4.23の評価を得た。 さらに事業者の評価度については、4.16の評価を得た。これらは着実な実施状況にあると認められる。 今後ともさらに評価度を高める取り組みを期待する。	

(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援 新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施します。	(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援 新たに実施機関になろうとする民間団体等へ機構の診断機器等を含む適性診断に関する情報提供や適性診断員等への教育訓練を実施します。	S	新たに適性診断の実施機関になろうとする団体に対してカウンセラー教育訓練や指導主任者教育訓練等の研修を実施した。 また、当機構以外の認定された適性診断実施機関に対して指導主任者の教育訓練（7 団体 23 名）、カウンセラーの教育訓練（5 団体 6 名）を実施した。 これらの教育訓練はこれまで法人本部において実施していたが、21 年度からは主管支所においても実施しており、民間団体への支援体制の強化が図られていると認められるため、優れた実施状況にあると評定した。 今後ともこのような団体等に対する支援を期待する。こうした取り組みは、指導講習・適性診断の実施について民間への移行を促進するとの行政刷新会議の事業仕分け結果を具現化するための基礎となるものである。	
--	--	----------	--	--

(3) 療護施設の設置・運営 ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム(注3)、プライマリナーシング(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに、脱却(注5)者を75人以上とするとともに、患者の治療改善度を向上させます。またメディカルソーシャルワーカー(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図ります。 (注3) 病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式 (注4) 継続した受持看護方式 (注5) 一定の意思疎通・運動機能の改善 (注6) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家	(3) 療護施設の設置・運営 ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム(注3)、プライマリナーシング(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、平成21年度中の脱却(注5)者の総数を15人以上とするとともに、患者の治療改善に関する指標による治療改善度を公表します。 なお、療護施設機能の一部委託先病院においても入院患者が脱却できるよう適切な治療・看護を行います。 また、引き続きメディカルソーシャルワーカー(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を行います。 (注3) 病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式 (注4) 継続した受持看護方式 (注5) 一定の意思疎通・運動機能の改善 (注6) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家	S	遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施して、21年度は目標を上回る16人が脱却するに至っている(19年度以降の脱却者は3年間で56人であり、中期計画期間中の脱却者75人の74.7%)。 次年度以降も一人でも多くの脱却者が生じるよう質の高い治療・看護を実施するよう期待する。 また、平成21年度においては、療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価する「遷延性意識障害度評価表」(ナスバスコア)によるデータの蓄積を進め、平成21年12月及び平成22年3月のセンター長会議において統計的な分析及び公表内容等の検討を行い、平成22年3月末に4療護センター入院患者のナスバスコアによる治療改善効果の分析結果を初めて公表した。 分析結果では、療護センター入院時において「ナスバスコアが良いほど」、「事故からの経過期間が短いほど」、「年齢が低いほど」、より高い治療改善効果があることなどが統計的に明らかになった。この取り組みは患者の治療改善度の検証を統一的に行うことに繋がることから、遷延性意識障害度の改善に向けた有効な手段として認知できるため、今後の更なる分析を進めるなどの取り組みを期待する。 また、4療護センター(委託病床を含む)のメディカルソーシャルワーカー	
--	--	----------	---	--

			ーは、転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を7,517件（前年度は8,511件）行うとともに、メディカルソーシャルワーカーを集めた会議を通じて、情報交換や業務検討を行い、その結果患者家族への助言等に反映するなど患者家族に対する支援の強化を図った。 これらの取組みにより優れた実施状況にあると認められる。	
② 治療効果を高めるため高度先進医療機器の整備を図るとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナースィングによる看護技術の開発・向上を図ります。	② 設備の更新計画に基づき、中部療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）及び東北療護センターの核医学画像診断装置（RI）を更新するとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナースィングによる看護技術の開発・向上を図ります。	S	中部療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）の更新については、平成21年10月に機器の導入を完了した。また、東北療護センターの核医学画像診断装置（RI）の更新については、平成22年2月にそれぞれ導入を完了した。 また、4療護センターのノウハウを活かし、地元大学の医学部等との連携を図り、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等により医療に携わる人材育成や地域医療への貢献を行った。 さらに、4療護センターにおいて、入院患者の看護担当チームごとに、ケースレポート研修会等を定期的に開催するなど職場内研修を実施するとともに、委託病床を含めて、センター長、総看護師長会議等を年2回開催し、治療、看護やりハビリ、生活支援等について情報交換、業務検討を行った。 これらの取組みにより、優れた実施状況にあると認められる。	

③ 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。	③ 引き継ぎ、療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。 また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、大学院生を受け入れ研究指導等を行います。	S	地元大学等と連携し、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、33件の研究成果を発表した。 また、部外医師、看護師等に対する研修として短期入院協力病院の看護師に対する研修の充実を図り、全ての療護センターにおいて合計10病院22名に対して実施した。 新たな取り組みとして、中部療護センターにおける岐阜大学等との連携大学院を21年度から開設した。今後脳神経科学分野等の高度医療専門家の育成等のため、院生に対する研究指導に期待するとともに、療護センターにおける治療・研究の更なる推進や知見の普及促進等に寄与することを期待する。 これらの取り組みにより優れた実施状況にあると認められる。	
---	---	----------	---	--

(4) 介護料支給等支援業務 ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図るとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施します。 また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。 さらに、機関紙やホームページの活用により介護に関する各種情報を発信します。	(4) 介護料支給等支援業務 ① 引き続き、被害者の状況及び要望に応じた介護料の支給制度の見直しを行い、被害者の利便性の向上及び手続きの簡素化を図ります。 また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、新規認定者等（在宅介護に限る。）に対する在宅訪問サービスを実施し、受給資格者等が抱える在宅介護に関する相談事項への対応及び各種情報提供等を行うことで受給資格者等に対する精神的支援を強化します。 さらに、これらの介護に関する知識・技術等の各種情報を機関誌「ほほえみ」やホームページの活用により発信します。	S	被害者家族からの要望を受け、脳損特Ⅰ種受給者に対して2年ごとに実施してきた再審査について、平成22年3月に実施期間を3年ごとに延長し、負担の軽減を図った。 また、各主管支所に設置している介護相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する相談支援及び知識の情報提供を1,950件行った。 さらに各支所において、被害者援護の拡充を図るため介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や各種情報の提供等を行う訪問支援サービスを19年度から開始したが、20年度は464件、21年度は1,074件と実施件数は顕著に増加した。この取り組みは被害者の精神的ケア、実情把握を図る上でも重要と考えられるため、訪問支援サービスにより把握した各種情報を有効に活用し、より一層の精神的支援の強化を期待する。 なお、機構の介護相談ゼネラルアドバイザー（介護福祉士）が有する専門的見地からの日常介護に関する情報、在宅介護に関する知識・技術等の各種情報に関してニーズの高い内容（日常の介護方法及びリハビリテーション）をテーマに機関誌「ほほえみ」に掲載するとともに、ホームページに掲載している「在宅介護におけるQ&A」について、介護方法等の掲載項目ごとに内容の更新を行うなどの工夫を行い、在宅介護に関する知識・技術等の各種情報を掲載し発信した。	
---	---	----------	--	--

			これらの取組みにより、優れた実施状況にあると認められる。	
② ①の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する５段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最終年度までに４．０以上とします。	② 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する５段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成２１年度）について４．０を目標とします。	A	重度後遺障害者の家族における介護支援効果に関する評価度については、４．２１（前年度４．２３）であり、着実な実施状況にあると認められる。	

(5) 交通遺児等への生活資金の貸付 ① 被害者のニーズに応じた生活資金の貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ります。 また、被害者に対する相談支援の充実を行うとともに、被害者家族同士の交流を促進するなどして、自動車事故被害者に対する精神的支援を効果的に実施します。	(5) 交通遺児等への生活資金の貸付 ① 被害者のニーズに応じた生活資金貸付けの見直しを検討します。 また、被害者に対する相談支援の充実を図るため家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図ります。 さらに、被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。	A	生活資金の見直しの検討については、当該貸付に関するニーズ調査などを実施したところ、「受験・入学費用のための資金があるとよい」、「貸付期間を高校卒業までにしてもらえるとありがたい」、「今のままでよい」など様々な意見があり、引き続き保護者等の意見を聴きながら、当該貸付制度の見直しの必要性を検討する。 また、被害者に対する相談支援の充実を図るため、家庭相談員を対象として、被害者への適切な助言を行うための基礎的知識や、心の悩みを持つ相談者への対処法などの習得及び意見交換等を内容とした研修を実施し、資質の向上を図った。 さらに、交通遺児等や保護者の交流の場である「友の会」を運営し、特に被害者家族同士のコミュニケーションをより一層図った集いとして、28支所（前年度20支所）において20年度に引き続き1泊2日による「友の会の集い」を実施し、589人（前年度531人）が参加し、着実な実施が図られている。特に同じ境遇に置かれた保護者同士の交流会について好評を得た。 精神的支援の一環として毎年実施している友の会コンテストについては、21年度は「絵画コンテスト」を実施した。 以上の取組みにより、着実な実施状況にあると認められる。	
---	---	----------	--	--

② ①の施策を実施することにより、被害者に対する５段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に４．０以上とします。	② ①の施策を実施することにより、被害者に対する５段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成２１年度）について、４．０以上とします。	A	被害者に対する精神的支援に関する評価度については、前年度（平成２０年度）と比較して０．０６ポイント上昇し、４．４０の評価を得ていることから、着実な実施状況にあると認められる。	
（６）自動車事故による被害者への情報提供の充実 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。	（６）自動車事故による被害者への情報提供の充実 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。 また、情報案内サービスの利用向上のための積極的な広報を行います。 さらに、情報提供機能の水準を高めるため、従事する者への適切な研修等を行います。	A	自動車事故に遭われ、法律、金銭、介護、病院など、自動車事故に起因する悩み事について、相談内容に応じて地方公共団体をはじめ、各種相談機関の窓口の紹介、並びに、交通遺児等への無利子貸付、介護料の支給及び療護施設など機構の業務について案内する情報提供サービス（NASVA交通事故被害者ホットライン）は平成１９年１０月１日よりの運用を開始し、以後、鉄道、バス事業者の協力を得て、車両内外への広報、また、警察署、地方公共団体、医療機関等を中心にリーフレット等を配布し、関係団体機関誌へのPR掲載、さらに自動車安全運転センターが発行する「交通事故証明書」の郵送用封筒にPRを印刷するなどの各種周知広報活動を積極的に展開した結果、相談件数は着実に伸びていることから、着実な実施状況にあると評定した（平成２０年度の受付件数に対して平成２１年度の受付件数は１８％増加）。しかしながら、依然国民に認知されているとはいい難く、更なる周知を図り、認知度を高める必要がある。	

(7) 自動車アセスメント情報提供業務 ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。 これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数（注7）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。 （注7）総合評価の得点率を☆の数6段階で表示	(7) 自動車アセスメント情報提供業務 ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。 これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数（注7）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。 （注7）総合評価の得点率を☆の数6段階で表示	A	平成21年度の自動車アセスメント試験では、乗員保護性能に関しては、後継車種（7車種）について評価指標の平均値が、旧車種の評価指数の平均値以上となった（運転席は5.57→5.86と0.29ポイントの向上、助手席は5.43→5.86と0.43ポイントの向上）。 また、歩行者頭部保護性能に関しては、後継車種（6車種）について評価指標の平均値が、旧車種の評価指数の平均値以上となった（3.00→4.17と1.17ポイントの向上）。 自動車アセスメント情報提供業務をこれまで実施してきたことにより、自動車メーカーによる安全な車の開発が着実に行われており、法人の取組みは着実な実施状況にあると認められる。	
---	---	----------	--	--

②パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。	②分かりやすい情報の提供 ア よりわかりやすいパンフレットを配布します。 イ よりわかりやすくホームページを改善します。 ウ 自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、併せて自動車アセスメントグランプリ車及びアセスメント優秀車の発表を行います。 エ メディアに対して自動車アセスメントの公開を行う等、メディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。 オ モーターショーへ出展をします。	A	自動車アセスメントパンフレットについては、試験結果をよりわかりやすくするため、イラスト・写真等を十分活用するなどの工夫をした。 チャイルドシートアセスメントパンフレットについては、腹部圧迫における衝撃の度合いについて、実例により解説するなどの改善を図った。 なお、自動車アセスメントパンフレットは自動車アセスメントグランプリ受賞車の開発メーカーを通じて受賞メーカーの販売店に、チャイルドシートアセスメントパンフレットは評価度の高い開発メーカーを通じてチャイルドシート販売店に配布を依頼するとともに、新たに自動車部品販売店で自動車アセスメントパンフレット、自動車教習所でチャイルドシートアセスメントの頒布を開始するなど配布箇所の拡大を図った。この取り組みは、自動車ユーザーにとって自動車アセスメント情報提供業務の認知度を向上させるためには効果的と考えられることから、更なる取り組みを期待する。 よりわかりやすくホームページを改善することについては、多くの来訪者の目的である評価結果について、トップページで検索ができるよう改善した。 21年度も自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、自動車アセスメントグランプリの表彰を行ったが、自動車アセスメント事業の知名度向	
---	---	----------	---	--

			上を図るため、結果発表会の実施にあたっては、試験車の一般公開において多くの来場者が見込める会場に変更するとともにメディアに素材として活用されやすいようプログラムの改善を行った。さらにユーザーに対しわかりやすい情報提供を行うことについては、メディアに対して衝突安全性能試験の公開試験を実施し、新聞、雑誌、Webなどにおいて幅広く取り上げられた。 これらの取り組みを通じてユーザーに対してわかりやすい情報提供が図られているものと認められ、着実な実施状況にあると認められる。	
③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。	③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度（21年度）について、4.0以上とします。	A	ユーザーに対する利用度・満足度に関する評価度については、平成20年度と比較して0.06ポイント下回ったものの、4.10の評価を得ていることから、着実な実施状況にあると認められる。	

④ 予防安全性能、衝突時の乗員対策及び歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。 また、後遺障害者数が多い実態を踏まえ、後遺障害対策にも取り組めます。	④新たに、車両後部への衝突による頸部傷害を軽減させるため、後突頸部傷害保護性能試験を導入します。 ⑤新たに、後席乗員の安全性評価のため、後席乗員保護性能試験を導入します。併せて、容易に装着できるシートベルトの普及のため、後席シートベルトの使用性の評価を行います。 ⑥調査研究の実施 ア 新たに、Flexインパクトを利用した歩行者脚部保護性能評価法導入のための調査研究を実施します。 イ 交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査を行います。 ウ 最近の交通事故の実態を踏まえつつ、21年度以降、新たに自動車アセスメントへ導入される予定の評価項目を考慮した新総合評価法を検討します。	A	平成21年度より、車両後部への衝突による頸部傷害を軽減させるため、前年度までの調査研究を踏まえ、追突された際に乗員の頸部に与える傷害の保護性能試験をアセスメント評価試験として導入した。 また、前面衝突時における後席乗員の被害を低減させるため、平成20年度の調査研究を踏まえ、後席乗員保護性能試験をアセスメント評価試験として導入した。さらに、容易に装着できる後席シートベルトを普及させるため後席シートベルトの使用性試験及び座席ベルトの非着用時警報装置の有無をアセスメント評価試験として導入した。 調査研究としては、新たに歩行者脚部保護性能評価のために必要なリスクカーブ及びスライディングスケールの検討、レイティングを行うための基礎データの収集等を行った。この取り組みは、歩行者の被害軽減対策として有効であると考えられるため、今後の更なる取り組みに期待する。 また、交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査として、予防安全技術検討WGを開催し、新安全性能総合評価への主要な予防安全装備の装備状況の反映手法について検討した。また主要な予防安全装備の装備状況について調査を実施し、自動車アセスメント冊子及びホームページにおいて公表するとともに、アセスメント結果発表会	
---	--	----------	--	--

			等の機会を捉え普及状況について紹介した。 さらに、平成 21 年 8 月に新安全性能総合評価検討ワーキンググループを設置し、本年度から新たに導入した評価項目及び今後導入を予定している歩行者脚部保護性能評価を考慮した新総合評価の導入について検討した。また、総合評価に盛り込むべき項目及び試験間毎の「重み付け」について調査研究を行った。 これら自動車事故における被害軽減に資する調査研究により、今後の試験内容、評価方法の改善に向けて着実な進展が認められ、法人の取組みは着実な実施状況と認められる。	
⑤ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。	⑦ 海外の関係機関との情報交換等 ア アジア諸外国をはじめ、海外のアセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法等の改善に役立てます。 イ 世界 NCAP 会議等に参加し、我が国が新たに導入する後席乗員保護性能評価等の自動車アセスメント試験法について、情報提供を行います。	A	平成 21 年 6 月、ドイツシュツガルトにおいて開催された、ESV 世界会議に参加し、平成 21 年度より開始した後突頸部傷害保護性能試験及び後席乗員保護性能試験について情報提供した。また、同時期に開催された「世界 NCAP インフォーマル会議」において、21 年度導入した最新の後突頸部傷害保護性能試験等について情報提供した。 さらに同時期には、JNCAP・ANCAP・K-NCAP・Euro-NCAP による会議が開催され、アセスメント試験法、同一車種の定義、車種選定方法、試験データの共有化に関する意見交換及び将来の試験方法の見直しにかかる意見交換を行った。 平成 21 年 11 月には、日・豪	

			NCAP 会議を実施し、ANCAP が今後導入を予定している歩行者脚部保護性能評価にかかる試験法・評価法について、意見交換を行った。 これらの取組みにより、着実な実施状況にあると認められる。	
⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。	⑧ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。	A	タスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表していることから、着実な実施状況にあると認められる。	
（８）自動車事故対策に関する広報活動 事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。 交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施します。	（８）自動車事故対策に関する広報活動 後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶等の事故防止対策事業や被害者への各種情報提供等の被害者援護対策事業、さらには自動車損害賠償保障制度の周知など機構業務の認知度向上のため、各種イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動、また、ポスター、パンフレット、インターネット、マスメディア等を活用した国民・関係機関（者）への周知宣伝活動により、積極的な広報活動を推進します。	A	「交通安全キャンペーン」等の各種イベントに出展し、参加体験型としてi-NATSによる運転適性診断の実施、会場でのビデオ放映、パネルの展示、ポスターの掲示、各種リーフレットの配布等により機構及び自動車損害賠償保障制度の等の周知宣伝活動を行った。 また、運送事業関係者を対象としたイベントに参加し、指導講習業務・適性診断業務の周知も図った。 今年度から新たに開始した「運輸安全マネジメント評価事業」についても、専門紙を活用し、広く周知を行った。 これらの取組みにより、着実な実施状況にあると認められる。	

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を策定します。	3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A	中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っており、着実な実施状況にあると認められる。 なお、当期総利益71百万円の発生要因としては、主として運営費交付金の対象となっていない貸付業務勘定に係る国債等有価証券の受取利息等による収益である。	
4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。	4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。	—	平成21年度は該当なし。	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	—	平成21年度は該当なし。	
6. 剰余金の使途 ①利用者サービス充実のための環境の整備 ②職員研修の充実	6. 剰余金の使途 ①利用者サービス充実のための環境の整備 ②職員研修の充実	—	平成21年度は該当なし。	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 （1）施設及び設備に関する計画	7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 （1）施設及び設備に関する計画	A	中期計画に基づき、年度計画記載の設備については、いずれも計画どおり仕様に沿って確実に整備しており、着実な実施状況にあると認められる。 なお、RI、MRIの整備に際しては、総合評価方式による一般競争入札により導入しており、機構内に総合評価委員会を設置し、応札内容に係る評価	

			項目等の決定、技術面の審査を経て総合評価点を決定しており、契約の適正性が確保されていると認められる。	
(2) 人事に関する計画 人件費（退職手当等を除く）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行います。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。 〔参考〕 1) 期初の常勤職員数 334人 2) 期末の常勤職員見込み 334人	(2) 人事に関する計画 人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成20年度予算比で1%以上の削減を行います。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。	S	全職員の俸給月額を平成21年度初より5%引き下げたこと等により前年度（平成20年度）予算に比して8.8%の大幅な人件費削減を行った結果、対国家公務員指数（ラスパイレス指数）においては、管理職員数割合が高いこと、大卒者割合が高いことの原因から、依然として国家公務員の水準を上回っているものの前年度（平成20年度）比5.9ポイント減となった。 この人件費削減の努力による結果を踏まえ、優れた実施状況であると評価した。 なお、ラスパイレス指数算定要素の一つとして地域手当があるが、当機構は適性診断業務や被害者援護業務など来所する顧客の利便性を確保する必要上、大都市・中核都市等に主管支所・支所を設置しているため、これらの所在地に勤務する職員に地域手当が支給されている。本法人において地域手当が支給される職員数割合が高いこともラスパイレス指数を評価する上で考慮すべきであると考える。	全職員の俸給月額を引き下げたことなど法人独自の取り組みを含めた人件費削減の努力を認める。職員の処遇やモチベーションの維持に配慮しつつ、今後の更なる努力を期待する。

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

- ・ S Sをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・ 必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成21年度業務実績評価調書：独立行政法人自動車事故対策機構

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

	SS	S	A	B	C
評点の分布状況 (項目数合計：33項目)	—	12項目	21項目	—	—

総合評価

（法人の業務の実績）

本法人は、自動車事故防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、第二期中期目標期間の中間年度である平成21年度の業務の実績については、個別項目の多くは中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。

特に適性診断のIT化の取組強化、運輸安全マネジメントへの積極的取組など自動車事故防止対策の推進、自動車事故による重度後遺障害者の治療・看護を行う療護施設の確実な運営、療護施設の入院患者の治療改善効果の分析・公表や被害者等に対する各種情報提供を行う相談窓口の周知・運営、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援サービスの強化など被害者支援の充実を着実に進めた。これらの取組を通じた平成21年度の業務運営は、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。
- ・ 今後、新たに指導講習・適性診断の実施機関にならうとする民間団体等に対しては、本法人がこれまで培ったノウハウの提供や教育訓練を積極的に行うことが求められる。この取組は、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を受けて政府が考える施策を実効あるものにするためにも必要である。
- ・ 一般病院の療護施設機能の一部委託については順調に進められているところであるが、療護施設により被害者ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待するとともに、治療改善効果の分析は、療護施設の治療・看護水準のさらなる向上のためにも引き続き分析結果を公表していくべきである。
- ・ 本法人全体に関する広報活動の充実に向け、引き続きさらなる努力、改善を図るべきである。ただし、21年度の取組の中では、療護センターの取組をPRするための一般向けDVDを作成し、医療機関のソーシャルワーカーに配布・周知し、被害者と接するソーシャルワーカーを通じて療護センターの周知に取り組むなど効果的な広報にも取り組んでいる。このように被害者などに効果的に周知を図る手法などを積極的に取り入れるべきである。
- ・ プロドライバーが惹起する事故の削減に向けて、安全指導業務については法人としても今後何らかの業務運営の目標を立て、効果が判るように当該業務を実施していくべきではないか。

(その他)

- ・ 本法人が被害者支援を行う上で、被害者の置かれた状況や意見等を把握するため、主管支所や支所において自動車事故の被害者団体との意見交換を積極的に行っている。この取組みにより被害者やその家族の置かれた状況や精神的負担などを的確に把握するよう努めた結果、訪問支援サービス等において職員がきめ細やかに対応できるようになった。

総合評価

(SS, S, A, B, C の5段階)

A

(評価理由)

業務運営評価及び総合評価から本法人の業務実績は中期目標・年度計画にしたがって、順調に業務を実施、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると判断されるため。

総務省政独委「平成21年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

	実績	評価
○政府方針等 ①これまでに実施された事業仕分け(21年11月及び22年4月)で当該法人に係る事項が対象となっている場合には、事業仕分けの評価結果を踏まえた対応 ②業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。 ③研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図られているか。	① 22年4月27日行政刷新会議WGによる事業仕分けの評価結果において、安全指導業務(指導講習・適性診断)については、「ユニバーサルサービスを確保しつつ自治体とも協力して民間への移行を進める」、自動車アセスメントについては、「他法人で実施し、コストを削減」することとされたが、事業仕分けの評価結果の対応は、政府において判断すべきものとする。	事業仕分けの評価結果の対応については、政府において判断すべきものである。 なお、安全指導業務については、事業仕分けの評価結果にあるように「ユニバーサルサービスを確保」することに加え、自動車運送事業の安全が後退することのないように努める必要がある。自動車アセスメントについては、今後とも法人が実施してきた評価試験の水準、国際的な役割が後退しないよう配慮する必要がある。
	② 法人の3業務については、いずれも民間に委ねては必ずしも実現されない業務であるとする。	現在、民間が参入している適性診断業務については、ユニバーサルサービスを確保する観点からも法人の指導的役割を保ちつつ民間参入を促すといった取組みが重要であるとする。
	③ 他の独立行政法人等で本法人と類似の取組を行っている事業はないとする。	事業仕分けにおいて、自動車アセスメントの実施試験の一部が独立行政法人交通安全環境研究所が実施する自動車認証試験の一部と類似していると取り上げられ、移管すべきとの評価を受けており、更なる効率化とともに、移管について検討を行う必要があるとする。
○財務状況 ①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか) ②事業の受益者の負担、民間からの寄付・協賛等の自己収入の拡大に向けた取組	① 該当しない。(利益剰余金100億円未満)	—
	② 安全指導業務において、トップセールスによる適性診断の受診促進等に取り組み、受益者負担を増加させることなく、自己収入を拡大した。(自己収入比率:20年度54.6%→21年度57.7%、自己収入:20年度:2,196百万円→21年度:2,228百万円)	着実な自己収入の拡大が認められる。

③利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか 当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む) さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか	③ 平成21年度決算において利益剰余金は267百万円を計上している。これは主として交通遺児等への貸付に充てるため政府から借入れた資金について、償還期限到来前の余裕金を国債等有価証券の運用にかかる受取利息等によるもの(214百万円)である。 なお、繰越欠損金は計上していない。	利益剰余金については、特段過大なものとは認められない。
④当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係について分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか	④ 運営費交付金債務の発生要因は、自己収入の増加及び経費の節減等(運営費交付金の収益化については、自己収入を優先的に充てる)によるものであり、業務の未執行、未達成に起因するものではない。(執行率83%)	運営費交付金債務の発生要因は、経営努力によるものと認められる。

○保有資産全般の見直し (実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv) 資産の利用度等 v) 経済合理性 といった観点に沿った保有の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)	① 当法人の保有する実物資産は、療護センターの土地、建物、医療機器等である。 遷延性意識障害者に対して治療・看護を行うため、保有する専門の施設に収容している。 病床の利用状況については、常にほぼ満床の状態であり、地域によっては待機患者も発生している。 現在、各地域をカバーできるよう、4療護施設(東北、千葉、中部、岡山)保有しており、近年においては施設を新たに保有せず、2病院(北海道、福岡)で同等の機能を持つ病床を民間に委託して運営している。	法人の保有する実物資産について、 i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv) 資産の利用度等 v) 経済合理性 といった観点に照らし、法人の説明は妥当である。また、各療護施設の治療・看護の状態及び経費面の管理は常時法人が把握していることなどから資産の保有の必要性があると認められる。
②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv) 資産の利用度等 v) 経済合理性 といった観点に沿った賃借の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)	② 当法人が賃貸により使用しているものは、事務所の建物である。 事務所の規模・立地については、受益者である運送事業者や自動車事故被害者にとっての利便性を考慮して決定している。 なお、現在、適性診断のネットワーク端末機の導入に伴い、事務所のレイアウト見直しによる余剰スペースの返還や賃借料の値下げ交渉を行い、賃借料の節減を図っているところである。(事務所賃借料:20年度685百万円→21年度662百万円)	法人が賃貸により使用する建物について、 i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv) 資産の利用度等 v) 経済合理性 といった観点に照らし、法人の説明は妥当であり事務所の賃借は必要性があると認められる。

③上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、 i)本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、 ii)政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、 iii)効果的な処分 といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組 ④特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができるか等(廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができないか)	③ 法人の保有する実物資産は療護センターの土地、建物、医療機器等であり、現在までに減損又はその兆候を認めた資産はなく、遊休資産もない。 実物資産は遷延性意識障害者に対する治療・看護に真に必要なものであり、処分等を行うことは事業の実施が不可能となり、検討の余地がないものと考えられるが、高度先進医療機器については、外部検査の受入に努め、出来る限り資産の有効活用を図っているところである。(21年度外部検査:10,664件、194百万円)	法人の保有する実物資産について、必要最小限なものとなっており、不用資産はないと認められる。
	④ 東京都内において、本部及び事務所を設置しているが、両所は全国の事務所を統括する本部機能と東京都内の受益者へのサービスを提供する事務所機能と異なる機能を有しており、一方を廃止することはできない。 また、両所を統合したとしても、事務スペース及び受益者向けの必要スペースは変わらないことから、両所の現在の面積を合わせた規模の賃貸物件が必要となり、統合のメリットは見出せないものと考えられる。	東京都内に引き続き事務所を設置することの必要性に関する法人の説明は妥当であり、現在のまま引き続き設置し続ける必要があり、かつ、事務所の統合も困難であると認められる。

(金融資産) ①個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。)について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組 ②事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組 ③融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討 ④積立金の規模	① 当法人の交通遺児等に対する生活資金の貸付事業について、政府から30年据置一括償還の条件で資金を借入れて原資としているが、平成10年度以降、貸付金の回収金が貸付金を上回っているため、政府からは借り入れていない。 ② 当法人の保有する現金・預金については、当該年度の事業に充てる運営費交付金以外は、中期計画終了後に国庫に納付するものである。 また、有価証券についても、政府からの借入金の償還までの間に運用し、償還期限の到来とともに全て国庫に納付している。また、運用益についても全額を国庫に納付している。 ③ 当法人の実施している貸付は、自動車事故の被害者(交通遺児等)に対する無利子貸付であり、交通遺児等の健全な育成のため必要な事業である。 ④ 積立金は利益処分による積立額であり、政府からの借入金を償還期限までの間に国債等有価証券で運用した受取利息等による収益であり、経営努力基準に該当しないため、独法通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として処理しているものである。(21年度末現在積立金:147百万円)	事業の目的及び内容に照らし、適切な資産規模であり、適切な運用が行われている。 法令の規定に則り適切な運用が行われていると認められる。 事業目的の達成のための必要な貸付と認められる。 法令の規定に則り適切に処理していると認められる。
(知的財産等) 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組	当法人において、特許権を受けた知的財産は保有していない。	—

○資産の運用・管理 (実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 ②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 ③宿舎(借上物件を含む)について入居率が低い、空き部屋数が多い、当該独法の役職員以外の者の入居部屋数が多いものはないか。 ④宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所(借上物件を含む)で稼働率が低いものはないか。 ⑤展示施設(借上物件を含む)の利用者数と経費は適切か。 ⑥高額(取得価格5000万円以上)な設備・機器、車両・船舶の稼働状況と経費は適切か。	① 当法人の保有する療護センターについて、患者の入退院の状況を適宜把握し理事会等において報告を行っており、病床の利用状況については常にほぼ満床の状態にある。 また、療護センターの運営に関しては、民間の医療機関に委託し業務の効率化を図っており、維持管理経費は民間医療機関への委託費である。(21年度委託費:1,901百万円) なお、自己収入の増加を図るため、高度先進医療機器の外部検査の受入に努め、出来る限り資産の有効活用を図っているところである。(21年度外部検査:10,664件、194百万円) ② 当法人の賃貸による事務所については、日々事務作業を実施するとともに、適性診断の受診者等が来訪している。 維持管理経費については、適性診断のネットワーク端末機の導入に伴い、事務所のレイアウト見直しによる余剰スペースの返還や賃借料の値下げ交渉を行い、賃借料の節減を図っているところである。(事務所賃借料:20年度685百万円→21年度662百万円) 管理業務は家主の指定に基づくことから、効率化の余地はなく、また当法人により日々使用していることから既に最大限事務所を利用しているところである。 ③ 当法人は宿舎を保有しておらず、借上物件を利用している。個別に1職員あたり1部屋を必要な都度、用意するため、入居率の問題は発生しない。 ④ 当法人は指導講習業務において、講習会開催前に施設の収容人員に応じた受講者の予約を受けて、実施の都度、施設を借り上げているため、稼働率の問題は発生しない。 ⑤ 当法人は展示施設を利用していない。 ⑥ 高額な設備等は、療護センターの医療機器等に限られ、遷延性意識障害者の治療・看護に使用するとともに、外部検査の受入に努め、出来る限り資産の有効活用を図っているところである。(21年度外部検査:10,664件、194百万円)	法人の説明は合理的であり、保有する建物等の活用状況等については適切であると認められる。 賃貸により使用している事務所について、日々の業務を遂行する上で十分に活用されていると認められる。 — — — 高額設備は十分稼働しており、また外部検査の受入により有効活用されていると認められる。
--	--	---

(金融資産) ①個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立 ②融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組	① 当法人の交通遺児等に対する生活資金の貸付事業について、政府から30年据置一括償還の条件で平成9年度まで資金を借入れて原資としているが、政府からの償還金や見込まれる貸付資金を確保した上で、なお余裕金が発生したため、国債等有価証券で運用しているところであり、この運用益については、事業に充てることなく全額を国庫に納付している。 なお、現在保有している有価証券については、政府への償還金に計画的に充当するように、それぞれ保有期間を設定しており、保有期間は平成25年度までである。 ② 交通遺児等に対する生活資金の貸付の債権額は21年度末現在123億円である。21年度は交通遺児等602人に対し145百万円の無利子貸付を実施するとともに、請求総額22,257百万円に対し20,237百万円を回収した。(回収率: 90.9%) 貸付の審査は生活資金貸付業務実施規程等に基づき、交通遺児等であって生活保護を受けている等生活状況が困窮している者であるか等審査を行い貸付を実施している。 生活資金の貸付は、生活保護等生活困窮の者に対する貸付であることから、最近の社会、経済情勢の影響等により債務が全て滞りなく返済されているとは言えない状況にあるが、滞納の初期段階において早期の督促を行うなど個別の債権の状況に応じた統一的な取扱いである債権回収マニュアルの徹底を図るとともに、遺児家庭の生活状況を把握するため積極的に訪問折衝等を行い、債権回収実績の向上を図っている。	運用する資金について、運用方針等は明確になっており、かつ資金管理を行う運用体制の確立が図られていると認められる。 貸付の審査及び回収率の向上に向けて適切な措置が講じられていると認められる。
(知的財産等) 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組 i) 出願に関する方針の策定 ii) 出願の是非を審査する体制の整備 iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動 iv) 知的財産の活用目標の設定 v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等	当法人において、特許権を受けた知的財産は過去にあったが、出願後20年を経過しており存続期間は終了している。 なお、特許権等の出願については、理事長の主宰する理事会において審議を行うこととしている。	特許権等の出願に関する体制が整備されていると認められる。

○人件費管理 ①諸手当及び法定外福利費についての昨年度政独委からの指摘事項への対応(建研、奄美基金を除く) ②「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。 ③保険料の法人負担割合が21年度末時点で50%を超えていないか。 ④出張の際の支度料が21年度末時点で存在していないか。 ⑤法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。 ⑥国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ⑦国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況 ⑧総人件費改革についての取組の状況と平成18年度からの5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由)	① 法定外福利費については、国に準じた福利厚生水準を確保する観点から、独立行政法人評価委員会の客観的評価を踏まえて検討することとしている。 ② i) 国以外の組織(共済組合)が労使折半の負担にて実施している国の福利厚生制度に準じた福利厚生水準を確保する観点から、独立行政法人評価委員会の客観的評価を踏まえて検討することとしている。 ii) 食事補助の支出は行っていない。 iii) 国が行っていない「結婚祝金(銀婚式)」及び「就学祝金」への支出を平成22年度初より凍結した。 ③ 健康保険料の法人負担割合は50%である。 ④ 支度料の支払実績は従来から皆無である。 ⑤ 給与水準の対国家公務員指数(ラスパイレス指数)の低減に向けて、(1)平成21年度初より職員の俸給を5%削減、(2)管理職員を15%削減、(3)国家公務員の給与改正等を踏まえた給与制度の見直しを実施し、給与水準の適切性の確保に努めている。	法人による安全かつ良質なサービスを継続的に提供するためには、従事する者の適正な労働環境を確保する必要がある。 独立行政法人においても一定水準の福利厚生を確保すべきである。ただし、当該福利厚生の実施にあたっては、より国民の理解を得られるよう実施内容の透明性・公正性を担保しつつ、法人の互助組織への支出を廃止し、法人が職員に対し直接福利厚生を実施すべきである。 保険料の法人負担割合は適切であると認められる。 = 法人の給与水準の低減に向けた取り組みは妥当であると認められ、社会的な理解は得られるものと考え
--	--	--

⑥ 給与水準の対国家公務員指数(ラスパイレス指数)の数値が高い構造的な要因として (1) 全国的に事業を実施するにあたり全国に50支所を設置し、各支所を統括する管理職を配置しているため、管理職員の割合が国より高い。 (2) 業務遂行上高度な知見、専門性を必要とすることから大学卒業者の割合が国より高い。 (3) 利用者(自動車運送事業者等)が都市部に集中していることから、業務遂行上、地域手当支給対象となる都市部に配置する職員の割合が国より高い。 これらの要因も踏まえつつ、ラスパイレス指数の低減に向けて、(1)平成 21年度初より職員の俸給を5%削減、(2)管理職員を15%削減、(3)国家公務員の給与改正等を踏まえた給与制度の見直しを実施した結果、平成20年度110.1であった指数が平成21年度104.2となった。	給与水準が国家公務員と比較して高い理由及び給与水準の低減に向けた取り組みは妥当であると認められ、法人の説明は国民の理解が得られるものと考え
⑦ 給与水準の適切性を図るため、平成22年度までにラスパイレス指数を106.5とする目標を平成20年7月に設定し、それを達成するために(1)平成21年度初より職員の俸給を5%削減、(2)管理職員を15%削減、(3)国家公務員の給与改正等を踏まえた給与制度の見直しを実施した結果、平成20年度110.1であった指数が平成21年度104.2まで下がり、目標値を下回った。	給与水準の適切性に関する法人の説明は妥当であると認められる。
⑧ 総人件費改革の取り組み状況については、(1)平成21年度より職員の俸給を5%削減、(2)管理職員を15%削減、(3)国家公務員の給与改正等を踏まえた給与制度の見直しを実施し、現時点において5%以上の削減を達成している。	平成18年度からの5年間で5%以上の削減を達成しており、総人件費改革の取り組み状況は着実であると認められる。

○契約 ①契約についての昨年度政独委からの指摘事項への対応 ②随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況 ③随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。 ④1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。	① 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制の確保に関して、審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保については、(1)契約の審査、(2)監事及び会計監査人等の監査、(3)契約審査員による審査、(4)総合評価方式の審査、(5)企画競争審査、それぞれの審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めた。 一般競争入札における1者応札に関して、1者応札になっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等については、契約監視委員会により、1者応札・1者応募になった案件34件について点検を実施した。 結果として、2件については指摘事項が無く、仕様書の変更が2件、公告期間の見直しが7件、その他入札参加条件の緩和など25件の結果を踏まえ、随意契約等見直し計画を策定し、締結された契約についてはその改善状況をフォローアップし公表した。 ② 20年度に締結した随意契約について、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札に移行することとした目標に対して、一般競争が困難な案件に関しては、企画競争若しくは公募を行うなど契約方法の見直しにより、平成20年度実績89件に比べ、平成21年度86件と減少した。 年度ごとにその契約内容が異なることから単純比較はできないが、件数ベースでは一般競争入札及び競争性のある随意契約の割合が増加(20年度:56.1%、21年度:61.8%)し、競争性のない随意契約の割合が減少(20年度:43.9%、21年度:43.6%)した。 ③ 該当なし。 ④ 20年度34件(全契約に占める割合:16.7%)に対し、21年度25件(対前年度△9件、全契約に占める割合:12.7%)と減少した。	契約の見直しについては適切に実施されている。 随意契約の見直しについては適切に実施されている。 — 1者応札の割合を減少させるための努力が認められる。
○法人の長のマネジメント ①法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。	① 理事長の主宰する理事会を原則として月に2回開催し、業務運営に関する重要な事項を審議するとともに毎月の業務処理状況、収支状況等について報告を行っている。	法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されている。

②法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。 ③法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。 ④法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	② 法人のミッションや行動指針を示すとともに、業務・組織運営等に関する今後の方向性を示した「NASVAWAY」を作成し、全職員に周知徹底している。 ③ 理事会において審議・報告を行っている。 ④ 法人の長自らが全国の各支所へ出向き、支所・職員の現状の把握に努めている。 また、法人の保有する個人情報の保護、業務に関わる法令等遵守及び職員倫理の確立等のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに基本計画を策定し、コンプライアンスの推進を図った。	法人のミッションを全役職員に対し、具体的に周知徹底を図る取り組みが行われている。 理事会において法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)を把握し、対応している。 法人の長は、内部統制の現状を把握しており、また、内部統制の充実・強化のための取り組みとしてコンプライアンスの把握に努めていると認められる。
○法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組 ①マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。 ②アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。	① 外部有識者によるタスクフォースを設置し、事業に対する外部評価を受けている。 ② タスクフォースによる外部評価を受け、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させている。	今後も外部評価を受けて適切な業務運営が行われることを期待する。 今後も外部評価を受けて適切な業務運営が行われることを期待する。
○その他内部統制 ① 監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されているか。 ②監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されているか。 ③各法人における事業の内部審査や自己評価について、法人内部限りで完結させず対外的な透明性が確保されているか、事業の実効性が上がるものとなっているか。	① 組織面及び各事業面における法人の長のマネジメントについて留意した監事監査を行い、法人の長に対し監事の監査報告書において提言等を行っている。 ② 各年度における監事の監査報告書において、法人の長及び関係役員に対し報告されている。 ③ 財務面における会計監査人の監査、契約面における契約監視委員会の審議及び個別事業におけるタスクフォースにおける外部有識者による評価を受け、その結果を公表する等、透明性・実効性の向上に努めている。	監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されていると認められる。 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されていると認められる。 各法人における事業の内部審査や自己評価について、対外的な透明性が確保され、事業の実効性の向上に向けた取り組みが実施されていると認められる。

○関連法人 ①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等 ②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性 ③関係法人に利益剰余金がある場合の国庫等への返納の必要性 ④競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底等が行われているか。	① 当法人に関連法人はない。	—
	② 当法人に関連法人はない。	—
	③ 当法人に関連法人はない。	—
	④ 当法人に関連法人はない。	—
○中期目標期間終了時の見直し ①中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況 ②業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察	① 該当しない。(中期目標期間3ヶ年度目)	—
	② 該当しない。(中期目標期間3ヶ年度目)	—
○業務改善のための役職員のイニシアティブ等 ①法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ ② 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチ	① ホームページ上で常時、法人業務に関する意見募集を行うとともに、受益者の満足度調査において各業務に関する意見募集を行い業務改善に反映させている。	業務改善を図る取組が認められる。
	② 当法人のミッションや行動指針を示すとともに、業務・組織運営等に関する今後の方向性を示した「NASVAWAY」を作成し、職員に周知徹底するとともに、イントラネット上で各支所における事業の積極的な取組状況を掲載し、職員の積極的な貢献を促している。	法人における職員の積極的な貢献を促すための取組がなされていると認められる。
○個別法人 政独委からの平成20年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(4法人6事項)への対応状況(当該法人のみ)	該当しない。(指摘なし)	—